

学校いじめ防止基本方針

蘇州日本人学校

令和 6 年 6 月 1 日策定

いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針（蘇州日本人学校）

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。

しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

そこで、日常生活の中で、子どもの様子を全職員で観察し、子どもたちの関係把握に努め、早期発見といじめに対する的確な早期対応ができるようにしていくことが大切です。そのための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

（1）いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

（2）いじめへの基本認識

いじめの認知は、被害児童生徒の立場に立って行います。程度の軽い 1 回だけの行為でも、被害児童生徒が「心身の苦痛」を感じていればいじめと認知します。 いじめの表れとしては以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1つ1つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。また、「問題行動」の中に、いじめを起因とする事案がある場合もあり、的確な見極めが必要です。さらに、いじめであるかを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが重要です。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や所属する集団において、規律が守られなかったり、問題を隠したりするような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気を付ける必要があります。

(4) いじめの未然防止の基本的な考え方

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。学校や家庭・日系社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。

★教師としてなすべきこと★

- ①教師自身がいじめを見抜く感性を磨くこと
- ②不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
- ③「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること
- ④心の居場所づくりに努めること
- ⑤いじめは許さないという風土をつくること
- ⑥互いに個性を認め合う学級経営に努めること

3 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止

① 授業の充実

自分の考えをもち、友達と考えを表現し合い、伝え合う力を育成する授業を推進し、「わかる」に支えられた知識・技能を使い、思いを相手にわかるように話すことができる子どもを目指す。

② 読書活動の推進

図書館を活用する習慣を身に付け、「五感で感じ、情報を得る力」を育む。

③ 道徳教育

道徳教育の中で、心を育てることを中心に指導を進めていく。また、道徳的実践力を高めていく中で、豊かな体験を通した心の教育と温かい集団作り、規範意識を身に付け、自浄力を持つ児童集団の育成を目指す。

④ 人権教育月間の設定（11月）

- ・人権講話の実施、学年学級の実態に応じた取り組みを行う。
- ・人権標語を作成

全校で作成し掲示することで、学校全体で人権意識の高揚を図る。

⑤ 情報モラル教育

- ・情報モラル講習会の実施
- ・各教科及び道徳科を活用した情報モラル教育の実施

⑥ 子どもの自主的活動の場の設定

児童生徒が互いに助け合い認め合えるような活動の場を意図的に設定する。

- ・「あいさつ運動」の実施

明るくあいさつを交わすことによって、お互いの心の交流を図っていくようにする。また、自己表現する場を多く設けることで、自信を持って生活できるようにする。

- ・仲良し班活動

1年生から9年生までの縦割り班活動によって、様々な立場や経験を積み重ねることによって、仲間意識を高めていくようにする。また、仲良し班清掃によって、協働作業に取り組みながら、連帯感を持たせ、助け合い力を合わせることの喜びと価値を感じることでできる経験をさせる。

（2）いじめの早期発見

① アンケートの実施

- ・年3回（6月、11月頃、2月頃）児童生徒対象に「生活アンケート」を実施する。
- ・実施後集計し、集計結果を基に、生活指導部やいじめ防止対策委員会で、対策を検討し、全教職員による共通理解のもと対応する。

② 担任による教育相談の実施

- ・年3回、生活アンケート実施後に教育相談を実施。
- ・随時教育相談を実施する。

③ JSS 交流会

- ・月1回実施

全職員で児童生徒の状態を共有し、全校的な視野に立って、学級や学年、学部を超え、相互に連携して児童生徒一人ひとりの指導・援助に当たるようにする。特に、担任と教科担当との連携は密にする。月末にブロック及び全体に報告し全職員で情報共有し、指導方法についても確認する。

④ スクールカウンセラーによる教育相談の実施

- ・月2回実施 オンラインによるカウンセリングを実施する。児童生徒、保護者及び教職員を対象に、悩みや不安、抱えている課題等についてスクールカウンセラーに相談し、解決を図っていく一助とする。特に、いじめ事案については、スクールカウンセリングを有効に活用する。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

① 情報収集

- ・いじめの情報を受けたり、確認されたりした場合は、直ちにいじめ対策委員会を開き対応を検討する。生活アンケート実施後は、情報がなかった場合でも開く。

② 被害者対応

- ・いじめられた児童生徒・保護者への配慮と対応を、慎重に行っていく。

③ 加害者対応

- ・いじめた児童生徒・保護者への指導と対応として、いじめやいじめにつながる行為を繰り返したり、潜伏したりしないように指導に当たる。

④ 周辺児童生徒対応

- ・いじめを見た児童や周辺にいた児童への指導や心のケアを行う。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

- ・いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (ア)子どもが自殺を企図した場合
 - (イ)身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ)金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ)精神性の疾患を発症した場合 等
- ・欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日 を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

② 重大事態と判断されるいじめへの対応

重大事態が疑われるいじめや保護者からの申し立てがあった場合は次の対応をする。

- (ア)管理職に報告し、当該事案に対処する組織を速やかに設置する。
- (イ)事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- (ウ)調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に適切に提供する。
- (エ)いじめを行った児童生徒・保護者に対しては、いじめの解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停

止、犯罪行為に当たる場合は関係所管との連携協力など毅然とした対応を行う。

(オ)いじめの周辺にいる児童生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラーの活用を適切に行う。